

第三十七号議案

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事等の給料等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に、「から別表(五)まで」を「及び別表(三)」に改める。

別表(一)中「一、四六〇、〇〇〇円」を「一、四七六、〇〇〇円」に、「一、一九二、〇〇〇円」を「一、二〇五、〇〇〇円」に改める。

「別表(二)（第三条関係）」

別表(二)中 鉄道賃、船賃及び外国旅行の航空賃 を「別表(二) 鉄道賃、船賃及び航空賃（第三条関係）」に改め、同表鉄道賃の項及び船賃の部内国旅行の船賃の項中「指定職の職務にある者」を「指定職職員」に改め、同部外国旅行の船賃の項中「を二以上の階級に区分する船舶による旅行の」を「が区分された船舶により移動する」に改め、「運賃」の下に「の額を上限とする。」を加え、「及び特別船室料金並びに座席指定料金の合計金額の範囲内の実費額」を「、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額」に改め、同表外国旅行の航空賃の項中「外国旅行の」を削り、「の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行の場合は、最上級の運賃の範囲内の実費額」を「（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）」、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計

額」に改める。

別表(三)を次のように改める。

別表(三) 宿泊費（第三条関係）

区分	支給額
知事	国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額
副知事	国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額
秘書	旅費条例の適用を受ける職員の例により任命権者が知事と協議して定める額

別表(四)及び別表(五)を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都知事等の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第三項、別表(二)及び別表(三)の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第 号）による改正後の職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「改正後の旅費条例」という。）第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の旅費に関する条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例に

よる。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の旅費条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都知事及び副知事の給料の額を改定するほか、旅費に係る規定を改める必要がある。